

脱炭素に係る住宅向け補助事業の申請受付開始について

省エネ家電および自家消費を目的とした太陽光発電設備・蓄電池導入に係る費用の一部を補助し、町内で利用されるエネルギー効率の向上や再生可能エネルギーを増加させ、2050年ゼロカーボンに向けた取組を推進するため、以下の3つの補助事業を実施します。

	黒潮町省エネ家電設置補助金	黒潮町太陽光発電設備等設置補助金	黒潮町蓄電池等設置補助金
申請・実績報告期間	6月10日(水)～令和9年2月26日(金)	6月10日(水)～令和9年2月26日(金)	6月10日(水)～令和9年1月29日(金)
補助対象機器	<ul style="list-style-type: none"> 空調機器(エアコン) 電気式給湯器(エコキュート) ※いずれも省エネ基準達成率100%以上の機器が対象(新品に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備 ※自家消費率が30%以上となる機器が対象 	<ul style="list-style-type: none"> 定置用蓄電池
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 機器の購入および設置に要する経費(稼働に必要な付帯設備含む) ※消費税および処分費を除く 	<ul style="list-style-type: none"> 機器の購入および設置に要する経費(稼働に必要な付帯設備含む) ※消費税および処分費、送配電事業者への接続に係る費用を除く 	<ul style="list-style-type: none"> 機器の購入および設置に要する経費(稼働に必要な付帯設備含む) ※消費税および処分費を除く
補助率	補助対象経費の3分の2(千円未満切り捨て)	補助対象経費の3分の2(千円未満切り捨て)	1kWhあたり4万円(上限40万円)(千円未満切り捨て)
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> 町内に住民登録のある方(実績報告時点) 町内の事業者に発注して町内の住宅(併用住宅含む)に設置すること その他の補助金や助成金などを受けていないこと 環境省の「うちエコ診断WEBサービス」を実施し、報告すること 対象となる省エネ家電の必要電力は再生可能エネルギーにより賄うこと 町税などを滞納していないこと 黒潮町暴力団排除条例の排除対象者でないこと 買換えの場合、既存機器が省エネ基準達成率100%以上の機器でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 町内に住民登録のある方(実績報告時点) 町内の住宅(併用住宅含む)に発電した電気を供給し、消費すること 余剰電力は町内で全て消費できるよう売電すること その他の補助金や助成金などを受けていないこと 環境省の「うちエコ診断WEBサービス」を実施し、報告すること 町税などを滞納していないこと 黒潮町暴力団排除条例の排除対象者でないこと 要綱に定める要件を満たす設備設置であること(※) ※黒潮町太陽光発電設備等設置補助金交付要綱別表第2を参照 	<ul style="list-style-type: none"> 町内に住民登録のある方(実績報告時点) 自家消費する太陽光発電設備を導入していること(実績報告時点) 町内の住宅(併用住宅を含む)に蓄電した電気を供給し、消費すること その他の補助金や助成金などを受けていないこと 環境省の「うちエコ診断WEBサービス」を実施し、報告すること 県税および町税などを滞納していないこと 黒潮町暴力団排除条例の排除対象者でないこと 要綱に定める要件を満たす設備設置であること(※) ※黒潮町蓄電池等設置補助金交付要綱別表第2を参照

◆備考

予算が不足した場合、上記期間よりも早期に受付を終了します。

「黒潮町省エネ家電設置補助金」については、本年度事業から申請手続きが変更されました。

変更前 「申請兼実績報告」のみ提出 → **変更後** 「申請」および「実績報告」の提出がそれぞれ必要

上記に伴い、着手(機器の設置など)は交付申請後となっています。制度変更にご留意ください。

また、多くのご要望にお応えするため、令和9年度事業を前倒し、まとめて実施します。このため、「黒潮町省エネ家電設置補助金」は令和8年度で終了する見込みです。

○お問い合わせ 本庁 環境政策室 環境政策係 ☎43-2119